日本空手道順道会規約(2019年8月改定)

第一条 名称・目的

1. 当会は日本空手道順道会(以下「順道会」という)と称する。
2. 順道会の目的は宮里派糸東流空手道を修行し、その伝統を継承し、礼儀を重んじ、勇気と忍耐力を  
   養い、思いやりの精神を育むことであり、又精神修養や健康増進、護身等に役立てることである。

第二条　組織

順道会は村上和己会長(以下「会長」という)を最高責任者並びに最高師範とし、会長の定めた師範、師範代、指導員により順道会の目的に沿った空手道を会員に対し指導する。

第三条　入会

入会資格は小学校1年生以上の健康な男女であることとする。入会金は無し、会費は月3,000円とし、  
毎月指定日に郵便局に自動振込により支払うこととする。尚、スポーツ安全保険は実費を年初に徴収する。短期の休会の場合、会費は徴収するが、休会が長期に亘る場合は会長に事前に相談のこと。又長期休会  
の後、修行を再開したい場合も会長に相談の事。

第四条　退会

自発的に退会する場合は、順道会会長に対し、退会の旨書面で退会予定の一月前に通知のこと。順道会の名誉を著しく傷つける、稽古外で空手を乱用し、傷害事件を起こす、稽古中に指導者の指導を聞かない、許可無く空手道を教授する等、空手道の修行に相応しくないと認められた会員に対し、会長は除名又はその他の処分をすることができる。

第五条　稽古

原則月、水、土、1回1時間半の稽古とするが、練習場の都合により変更がありうる。翌月の稽古予定は前月の25日前後に会員に連絡する。小学生より成人まで一緒の稽古とするが、土曜日は一般稽古  
の後、会長による高段者稽古も実施する。

第六条　行事

会員は杉並区空手道連盟主催の公式試合(年2回開催)並びに友好団体(鈴木派糸東流正晃会)等の試合に参加できる。又、適宜合同稽古や合宿を行う。試合や合宿等別途費用が掛かる場合は、都度実費を別途徴収する。

第七条　総会

原則年に1回、順道会の総会を開き、1年の振り返り、注意事項、会員よりの提案等を議題とする。

以上